

青森県下水道事業経営戦略

岩木川流域下水道事業
馬淵川流域下水道事業
十和田湖特定環境保全公共下水道事業

令和3年3月

青森県県土整備部都市計画課

I 岩木川流域下水道事業

目次

ページ

I 岩木川流域下水道事業	...	1
1 事業概要	...	1
(1) 事業の現況		
① 施設		
② 市町村負担金		
③ 組織		
(2) 民間活力の活用等		
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析		
2 経営の基本方針	...	2
3 投資・財政計画(収支計画)	...	3
(1) 投資・財政計画(収支計画)		
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明		
① 収支計画のうち投資についての説明		
② 収支計画のうち財源についての説明		
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明		
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要		
① 今後の投資についての考え方・検討状況		
② 今後の財源についての考え方・検討状況		
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況		
4 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	...	4
【参考資料】		
・ 投資・財政計画(収支計画)	...	5
・ 経営比較分析表	...	7

青森県岩木川流域下水道事業経営戦略

団 体 名	: 青森県				
事 業 名	: 岩木川流域下水道事業				
策 定 日	: 令和	3	年	3	月
計 画 期 間	: 令和	3	年度	～	令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年4月供用開始(33年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用(令和2年4月から)
処理区域内人口密度	34.4人/ha(令和元年度末現在) (処理人口 221,794人/処理面積 6,454.2ha)	流域下水道等への 接続の有無	
処 理 区 数	1処理区(岩木川処理区)		
処 理 場 数	1処理場(岩木川浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	平成27年4月から弘前市単独公共下水道処理区を編入し、平成27年10月から弘前地区環境整備事務組合及び黒石地区清掃施設組合のし尿等を受入開始しています。 また平成30年度から汚水処理施設の広域化・共同化計画策定に向け、検討を進めています。		

② 市町村負担金

市町村負担金の 概要・考え方	<p>市町村負担金は下水道法第31条の2に基づき、関連する市町村の意見をきいたうえ県議会の議決を経て決定し、市町村から負担金を徴収しています。</p> <p>○建設負担金 流域下水道施設の建設や改築更新等に要する事業資金で、事業費から国庫補助金を除いたものの1/2を関連市町村の負担としています。</p> <p>○維持管理負担金(維持管理費分) 下水処理運営費の全額を関連市町村の負担としています。</p> <p>○維持管理負担金(資本費分) 建設事業等実施時に県が借り入れた地方債の元利償還金の一部(地方交付税の相当分を除いた額)を関連市町村の負担としています。</p>		
維持管理負担金 単価の実績	平成29年度	53.80	円/m ³ (税込)
	平成30年度	58.92	円/m ³ (税込)
	令和元年度	54.98	円/m ³ (税込)

③ 組織

職 員 数	県土整備部都市計画課: 8名 中南地域県民局地域整備部: 4名
事業運営組織	県土整備部都市計画課 └─ 中南地域県民局地域整備部

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水汚泥及び焼却灰の処分を民間へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度を導入しており、運転管理、水質試験など維持管理業務(下水汚泥の処分を除く)は指定管理者が行っています。
	ウ PPP/PFI	PPP/PFI等の民間活力を活用した下水汚泥の有効利用施設導入を検討しています。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	今後、必要に応じて検討することとします。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	今後、必要に応じて検討することとします。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

(流域下水道事業全体の経営比較分析表(令和元年度版)は7ページに掲載しています。)
 本事業は、令和2年度から地方公営企業法会計が適用されましたが、国の統計資料として活用されている経営比較分析表においては、直近の提出となる令和元年度の数値が、地方公営企業法の非適用企業としての集計結果となっています。

I 経営の健全性・効率性について

① 収益的収支比率
 建設事業に係る地方債の償還を行っていることから80%前後でほぼ横ばいで推移していますが、負担金等の収益により、総費用に地方債償還金を加えた費用を賅っており、おおむね良好な状況となっています。

④ 企業債残高対事業規模比率
 類似団体平均値とほぼ同水準で推移しており、収入に対して適切な投資規模と思われます。

⑤ 経費回収率
 汚水処理に係る費用について、市町村等からの負担金により賅われていることから、使用料に対する経費は0となります。

⑥ 汚水処理原価
 80%台で横ばいで推移していますが、類似団体と比較するとやや高くなっており、投資の効率化や維持管理費の見直しをする余地について、今後検討していく必要があると思われます。

⑦ 施設利用率
 類似団体と比較するとやや高くなっており、上昇傾向にあることから、遊休化した施設や過大なスペックが少ないと考えられ、現在の利用状況に対して適切な施設規模になっていると思われます。

⑧ 水洗化率
 類似団体より少し低くなっているものの、緩やかな上昇傾向となっています。今後も、水洗化率向上の取組を進めるとともに、地理的要因や将来の見込みも踏まえ、対応を検討していきます。

※ ② 累積欠損金比率と③ 流動比率は該当数値がないことから、説明を省略しました。

II 老朽化の状況について

③ 管渠改善率
 これまで大規模な改修の必要がなかったことから、0となっていますが、供用開始後30年を迎え、今後老朽化対策に取り組む必要があると考えています。

※ ① 有形固定資産減価償却率と② 管渠老朽化率は該当数値がないことから、説明を省略しました。

2. 経営の基本方針

(1) 取組期間
 令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を取組期間とします。

(2) 経営理念
 計画的な施設更新と適切な下水処理及び施設の維持管理に努め、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に資するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定を図り、県民の快適な生活環境の保全に寄与することとします。

(3) 基本方針

- 危機管理対策の強化
 災害時にも滞りなく下水処理を行えるよう、危機管理対策の強化に計画的に取り組めます。
- 適切な維持管理
 下水道施設の適切な維持管理により、放流水の水質維持を行うことで、公共用水域の水質保全に努めます。
- 経済性、効率性の追求
 事業経営にあたっては、経営の効率化や経営基盤の安定に努めるとともに、下水汚泥の有効利用や広域化・共同化、デジタル化により下水道事業の効率化を検討していきます。
- 持続性の確保
 人口減少や高齢化の進展及び財政事情等を踏まえ、将来の人口推移や既存施設の維持管理、改築・更新を見据え、適切に下水道事業計画の見直しを行っていきます。また、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の点検・調査、改築・更新を行うとともに、将来を見通した経営により、持続可能な事業の運営管理を行います。
- 組織力の向上
 持続可能な事業運営のため、人材の確保、育成、技術の継承による組織力向上に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)
別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
 - ① 収支計画のうち投資についての説明

計画汚水量に関する事項	計画日平均汚水量は、上位計画である岩木川流域別下水道整備総合計画に基づき、関連市町村の処理人口や処理面積の予測値、上水道の実績等により算定しています。 また、計画日最大汚水量及び計画時間最大汚水量は、岩木川流域別下水道整備総合計画に基づき、汚水量比率を乗じて算定しています。
建設計画に関する事項	処理場・ポンプ場及び幹線管渠の整備は完了しています。
老朽化対策に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設全体の点検・調査を行うとともに、設備の重要度や劣化度により優先順位を定め、投資の平準化を図ったうえで老朽化対策等を実施しています。 また、改築更新時期を迎える汚泥焼却炉に替わり、汚泥有効利用施設の導入を検討しています。 取組期間における投資規模としては、年15億円程度(取組期間の年平均)を想定しています。
防災・安全対策に関する事項	耐震診断の結果、対策が必要な施設については改築更新に併せて耐震対策を行っていくこととしています。 また、下水道BCP計画に基づき、地震発生時における施設点検の優先順位を定めており、施設に被害があった場合、早急に復旧できるよう関係機関との連絡体制を整えています。

② 収支計画のうち財源についての説明

維持管理負担金に関する事項	市町村負担金は下水道法第31条の2に基づき、関連する市町村の意見をきいたうえ県議会の議決を経て決定し、市町村から負担金を徴収しています。 また、維持管理負担金のうち下水処理運営費等の維持管理費分については、全額を関連市町村の負担としています。
資本費回収に関する事項	資本費回収については、建設事業等実施時に県が借り入れた地方債の元利償還金の一部(地方交付税の相当分を除いた額)を維持管理負担金として関連市町村の負担としています。
起債借入に関する事項	下水道ストックマネジメント計画を基に、今後の改築・更新を平準化して、令和3年度以降の借入予定額を算定しています。
繰入金に関する事項	地方債の元利償還金に要する経費に対して、地方交付税の相当分を県の一般会計から繰入しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道施設の運転管理など維持管理業務(下水汚泥の処分を除く)については、指定管理者制度を導入し、燃料や薬品の大口購入による割引や、運転管理の工夫によるコスト縮減に努めています。
修繕費に関する事項	これまでの点検・調査結果を踏まえた修繕計画を作成し、機器類の劣化度・優先度を考慮し修繕を行っており、汎用品の活用などコスト縮減に努めています。
委託費に関する事項	指定管理者が運転管理や設備保守点検等を行っており、日常の運転管理に支障が生じないよう適切に点検を実施しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

概要	今後も引き続き、下水道ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的に事業費の平準化を図っていくとともに、PPP/PFI等の民間活力を活用した下水汚泥の有効利用施設導入について検討を進めていきます。 また、近隣市町村の単独公共下水道及び農業集落排水処理施設の編入、汚泥共同処理及び運転管理業務の集約化等、ハード・ソフト連携についても引き続き検討していきます。
----	---

② 今後の財源についての考え方・検討状況

維持管理負担金の見直しに関する事項	今後、必要に応じて検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	今後、必要に応じて検討することとします。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

概要	今後も引き続き、指定管理者制度を継続することとし、維持管理経費のさらなる削減に向けた削減方針を検討するとともに、適切な維持管理を行いながら日常の運転管理を効率的に実施していきます。
----	--

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略の実施にあたっては、実施目標の達成状況を管理することで、施策を評価し継続的に改善に取り組み、効率的かつ効果的に推進します。 あわせて、経営戦略の計画値と実績値の比較を行い、乖離が生じた場合には、原因を特定し、必要な対策を検討あるいは必要に応じて計画値等の見直しを行います。 また、そのほかに経営に影響を及ぼす法令等の改正や、社会情勢、企業情勢の変化など、下水道事業を取り巻く状況に変化がある場合にも随時更新を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう随時見直しを進めます。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

岩木川流域下水道

(単位:千円, %)

区 分		年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		(決算)										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			1,571,982	1,657,594	1,493,555	1,488,876	1,484,341	1,481,048	1,478,073	1,478,299	1,478,423	1,476,111	1,466,087
	(1) 料 金 収 入													
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他			1,571,982	1,657,594	1,493,555	1,488,876	1,484,341	1,481,048	1,478,073	1,478,299	1,478,423	1,476,111	1,466,087
	2. 営 業 外 収 益			1,764,182	1,671,566	1,434,966	1,309,194	1,233,966	1,143,616	1,091,628	1,052,472	1,010,955	976,764	945,607
	(1) 補 助 金			21,777	20,832	20,582	19,425	18,832	17,522	16,756	18,742	19,900	19,687	13,401
	他 会 計 補 助 金			21,777	20,832	20,582	19,425	18,832	17,522	16,756	18,742	19,900	19,687	13,401
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			1,742,242	1,650,571	1,414,221	1,289,606	1,214,971	1,125,931	1,074,709	1,033,567	990,892	956,914	932,043
	(3) そ の 他			163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163
	収 入 計 (C)			3,336,164	3,329,160	2,928,521	2,798,071	2,718,307	2,624,664	2,569,702	2,530,771	2,489,378	2,452,875	2,411,694
	1. 営 業 費 用			3,195,827	3,258,661	2,864,419	2,739,804	2,665,169	2,576,129	2,524,907	2,483,765	2,441,090	2,407,112	2,382,241
	(1) 職 員 給 与 費													
	基 本 給 付 費													
	退 職 給 付 費													
そ の 他														
(2) 経 費			1,453,585	1,608,090	1,450,198	1,450,198	1,450,198	1,450,198	1,450,198	1,450,198	1,450,198	1,450,198	1,450,198	
動 力 費														
修 繕 費			541,438	573,916	674,048	651,618	662,578	670,738	664,745	664,745	664,745	664,745	664,745	
材 料 費														
そ の 他			912,147	1,034,174	776,150	798,580	787,620	779,460	785,453	785,453	785,453	785,453	785,453	
(3) 減 価 償 却 費			1,742,242	1,650,571	1,414,221	1,289,606	1,214,971	1,125,931	1,074,709	1,033,567	990,892	956,914	932,043	
2. 営 業 外 費 用			74,501	68,529	61,114	55,279	50,150	45,547	41,807	38,466	35,238	32,263	29,453	
(1) 支 払 利 息			74,501	68,529	61,114	55,279	50,150	45,547	41,807	38,466	35,238	32,263	29,453	
(2) そ の 他														
支 出 計 (D)			3,270,328	3,327,190	2,925,533	2,795,083	2,715,319	2,621,676	2,566,714	2,522,231	2,476,328	2,439,375	2,411,694	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			65,836	1,970	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	8,540	13,050	13,500		
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)			65,116											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 65,116											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			720	1,970	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	8,540	13,050	13,500		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産 (J)														
う ち 未 収 金														
流 動 負 債 (K)														
う ち 建 設 改 良 費 分														
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金														
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			1,571,982	1,657,594	1,493,555	1,488,876	1,484,341	1,481,048	1,478,073	1,478,299	1,478,423	1,476,111	1,466,087	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

投資・財政計画 (収支計画)

岩木川流域下水道

(単位:千円)

年 度 区 分		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		(決 算 見 込)										
資本的 収入	1. 企 業 債	180,000	209,000	358,000	358,000	358,000	358,000	358,000	349,000	349,000	349,000	349,000
	うち資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金	220,760	218,297	210,923	216,477	209,427	193,845	184,735	180,641	171,972	167,271	160,000
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国(都道府県)補助金	491,000	508,000	1,037,000	1,037,000	1,037,000	1,037,000	1,037,000	705,000	705,000	705,000	705,000
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工 事 負 担 金	280,853	312,607	462,749	445,057	453,047	447,438	441,691	446,542	439,964	442,857	443,633
	9. そ の 他											
	計 (A)	1,172,613	1,247,904	2,068,672	2,056,534	2,057,474	2,036,283	2,021,426	1,681,183	1,665,936	1,664,128	1,657,633
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	1,172,613	1,247,904	2,068,672	2,056,534	2,057,474	2,036,283	2,021,426	1,681,183	1,665,936	1,664,128	1,657,633
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	851,000	926,000	1,753,000	1,753,000	1,753,000	1,753,000	1,753,000	1,403,000	1,403,000	1,403,000
うち職員給与費		30,422	32,165	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
2. 企 業 債 償 還 金		322,333	323,874	318,660	306,522	307,462	286,271	271,414	286,723	275,986	274,628	254,633
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他												
計 (D)	1,173,333	1,249,874	2,071,660	2,059,522	2,060,462	2,039,271	2,024,414	1,689,723	1,678,986	1,677,628	1,657,633	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	720	1,970	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	8,540	13,050	13,500		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金											
	2. 利益剰余金処分額	720	1,970	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	8,540	13,050	13,500	
	3. 繰越工事資金											
	4. そ の 他											
計 (F)	720	1,970	2,988	2,988	2,988	2,988	2,988	8,540	13,050	13,500		
補填財源不足額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)	4,233,198	4,118,324	4,157,664	4,209,142	4,259,680	4,331,409	4,417,995	4,480,272	4,553,286	4,627,658	4,722,025	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		(決 算 見 込)										
収益的 収支分		67,799	67,502	20,582	19,425	18,832	17,522	16,756	18,742	19,900	19,687	13,401
	うち基準内繰入金	67,799	67,502	20,582	19,425	18,832	17,522	16,756	18,742	19,900	19,687	13,401
	うち基準外繰入金											
資本的 収支分		220,760	218,297	210,923	216,477	209,427	193,845	184,735	180,641	171,972	167,271	160,000
	うち基準内繰入金	220,760	218,297	210,923	216,477	209,427	193,845	184,735	180,641	171,972	167,271	160,000
	うち基準外繰入金											
合 計		288,559	285,799	231,505	235,902	228,259	211,367	201,491	199,383	191,872	186,958	173,401

経営比較分析表（令和元年度決算）

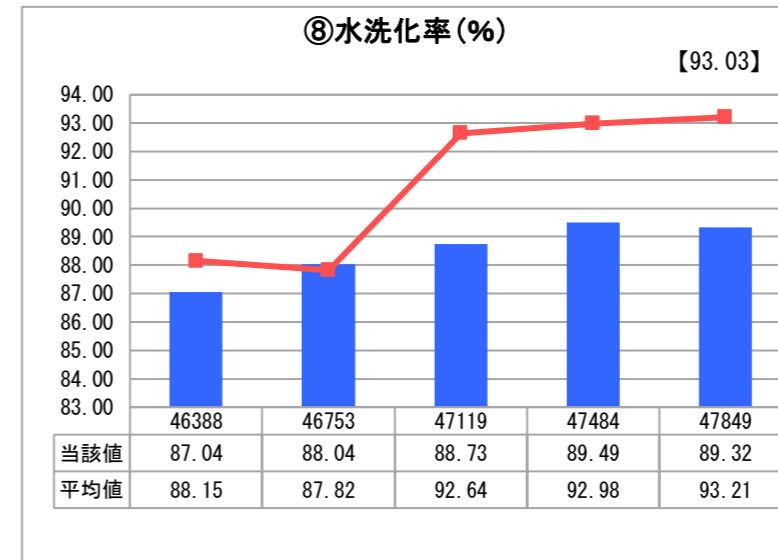
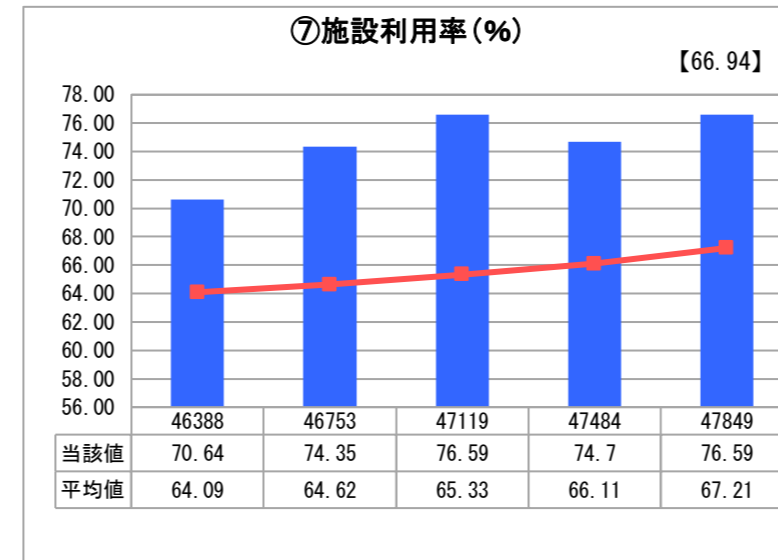
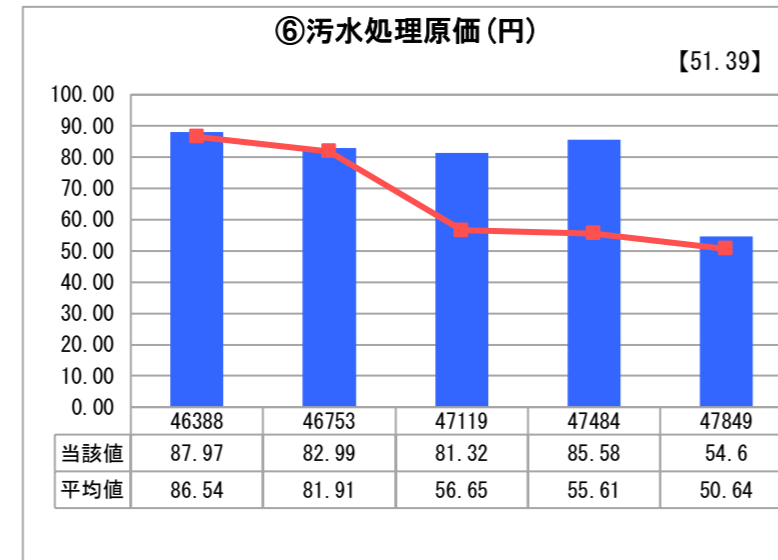
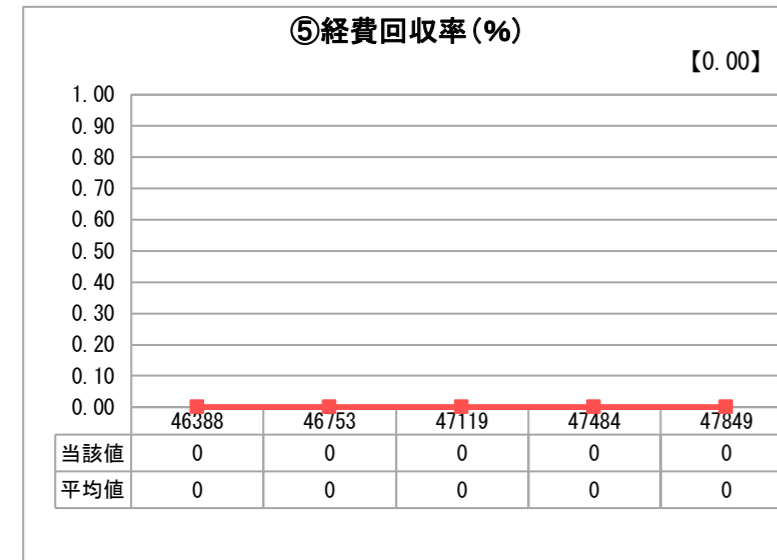
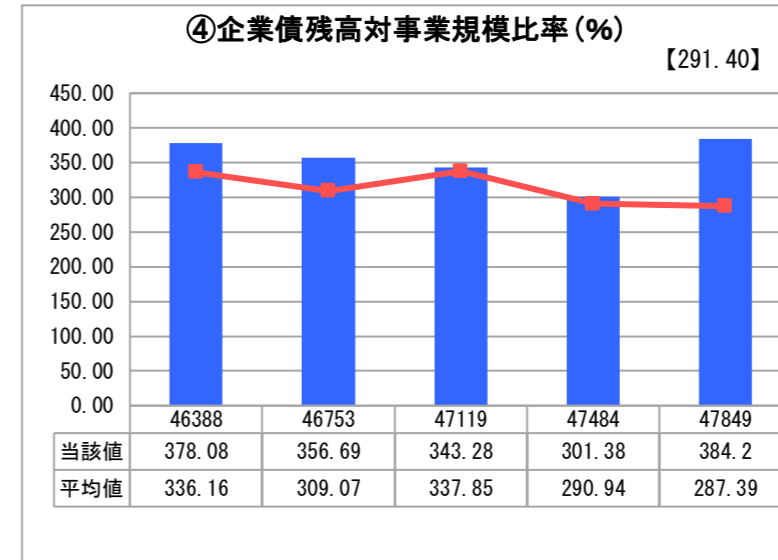
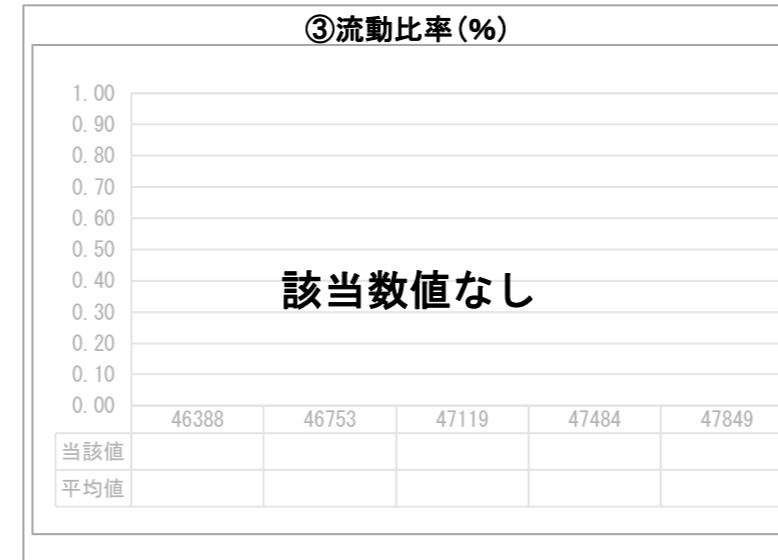
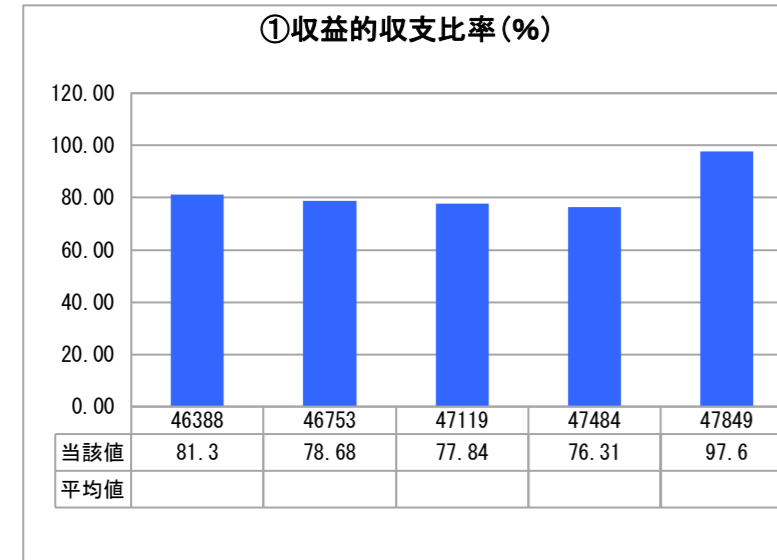
青森県

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	流域下水道	E1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	33.44	83.33	0

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,275,783	9,645.64	132.27
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
279,322	86.18	3,241.15

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

流域下水道事業については、県が事業を実施しており、直接住民から下水道使用料を受けるのではなく、流域関連市町村等の負担金で賄われているため、⑤経費回収率が0%となっている。

①収益的収支比率をみると建設事業に係る地方債の償還を行っているため60%~80%台となっており、過去5年間でほぼ横ばいであったが、令和元年度については、通常の年度であれば令和元年度の費用となる経費が令和2年度の特例的支出として計上することから、総費用が大きく減少したことにより、大幅に向上した数値となっている。

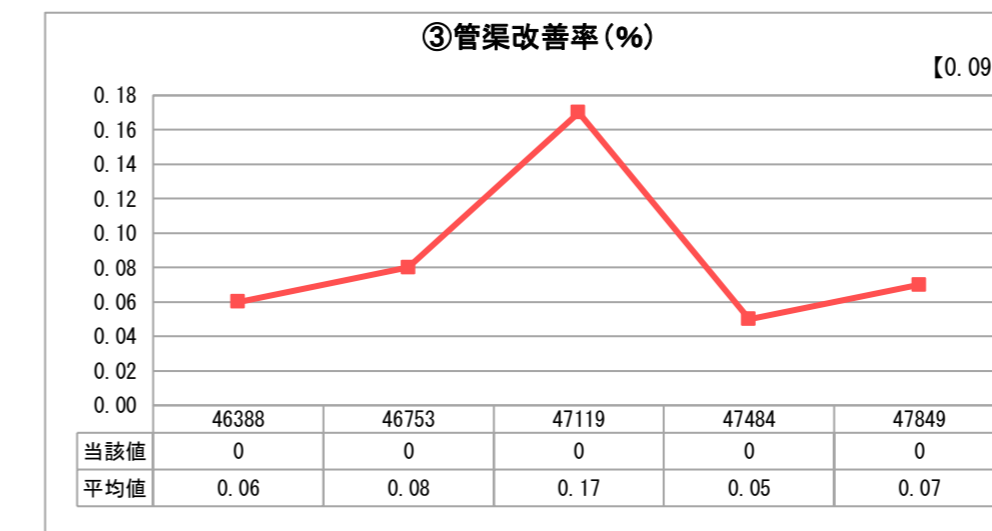
④企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値とほぼ同水準で推移していたが、令和元年度は、通常の年度であれば令和元年度の収益となる収入が、令和2年度の特例的収入として計上することから、統計上営業収益が減少したことにより、通常の年度よりも高くなっている。

また、汚水処理費の中でも汚水維持管理費が増加したことにより汚水処理原価が平均値よりも高くなってしまうもの、⑧水洗化率は年々増加し、④企業債残高対事業規模比率も改善傾向がみられるため、今後も引き続き経営改善を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

管渠は、供用開始後30年程度経過していることから、今後、老朽化対策を検討していく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

主に市町村負担金で賄われる流域下水道事業という特殊性がある中、本県の流域下水道事業については、類似団体平均値に及ばない項目があるものの差は縮まってきており、年々改善傾向にある。

今後も長寿命化計画やストックマネジメント計画に基づく効率的な設備の改築更新等により引き続き経営改善に努める必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

Ⅱ 馬淵川流域下水道事業

目次

ページ

Ⅱ 馬淵川流域下水道事業	・・・	8
1 事業概要	・・・	8
(1) 事業の現況		
① 施設		
② 市町村負担金		
③ 組織		
(2) 民間活力の活用等		
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析		
2 経営の基本方針	・・・	9
3 投資・財政計画(収支計画)	・・・	10
(1) 投資・財政計画(収支計画)		
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明		
① 収支計画のうち投資についての説明		
② 収支計画のうち財源についての説明		
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明		
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要		
① 今後の投資についての考え方・検討状況		
② 今後の財源についての考え方・検討状況		
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況		
4 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・・・	11
【参考資料】		
・ 投資・財政計画(収支計画)	・・・	12
・ 経営比較分析表	・・・	14

青森県馬淵川流域下水道事業経営戦略

団 体 名	: 青森県				
事 業 名	: 馬淵川流域下水道事業				
策 定 日	: 令和	3	年	3	月
計 画 期 間	: 令和	3	年度	~	令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年4月供用開始(29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用(令和2年4月から)
処理区域内人口密度	26.6人/ha(令和元年度末現在) (処理人口 57,528人/処理面積 2,164.4ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	/
処 理 区 数	1処理区(馬淵川処理区)		
処 理 場 数	1処理場(馬淵川浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	平成30年度から汚水処理施設の広域化・共同化計画策定に向け、検討を進めています。		

② 市町村負担金

市町村負担金の 概要・考え方	<p>市町村負担金は下水道法第31条の2に基づき、関連する市町の意見をきいたうえ県議会の議決を経て決定し、市町から負担金を徴収しています。</p> <p>○建設負担金 流域下水道施設の建設や改築更新等に要する事業資金で、事業費から国庫補助金を除いたものの1/2を関連市町の負担としています。</p> <p>○維持管理負担金(維持管理費分) 下水処理運営費の全額を関連市町の負担としています。</p> <p>○維持管理負担金(資本費分) 建設事業等実施時に県が借り入れた地方債の元利償還金の一部(地方交付税の相当分を除いた額)を関連市町の負担としています。</p>		
維持管理負担金 単価の実績	平成29年度	106.32	円/m ³ (税込)
	平成30年度	107.20	円/m ³ (税込)
	令和元年度	108.73	円/m ³ (税込)

③ 組織

職 員 数	県土整備部都市計画課: 8名 三八地域県民局地域整備部: 4名
事業運営組織	県土整備部都市計画課 └ 三八地域県民局地域整備部

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水汚泥の処分を民間へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度を導入しており、運転管理、水質試験など維持管理業務(下水汚泥の処分を除く)は指定管理者が行っています。
	ウ PPP/PFI	今後、必要に応じて検討することとします。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	今後、必要に応じて検討することとします。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	今後、必要に応じて検討することとします。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

(流域下水道事業全体の経営比較分析表(令和元年度版)は14ページに掲載しています。)
 本事業は、令和2年度から地方公営企業法会計が適用されましたが、国の統計資料として活用されている経営比較分析表においては、直近の提出となる令和元年度の数値が、地方公営企業法の非適用企業としての集計結果となっています。

I 経営の健全性・効率性について

① 収益的収支比率
 建設事業に係る地方債の償還を行っていることから80%前後でほぼ横ばいで推移していますが、負担金等の収益により、総費用に地方債償還金を加えた費用を賄っており、おおむね良好な状況となっています。

④ 企業債残高対事業規模比率
 類似団体平均値とほぼ同水準で推移しており、収入に対して適切な投資規模と思われます。

⑤ 経費回収率
 汚水処理に係る費用について、市町村等からの負担金により賄われていることから、使用料に対する経費は0となります。

⑥ 汚水処理原価
 80%台で横ばいで推移していますが、類似団体と比較するとやや高くなっており、投資の効率化や維持管理費の見直しをする余地について、今後検討していく必要があると思われます。

⑦ 施設利用率
 類似団体と比較するとやや高くなっており、上昇傾向にあることから、遊休化した施設や過大なスペックが少ないと考えられ、現在の利用状況に対して適切な施設規模になっていると思われます。

⑧ 水洗化率
 類似団体より少し低くなっているものの、緩やかな上昇傾向となっています。今後も、水洗化率向上の取組を進めるとともに、地理的要因や将来の見込みも踏まえ、対応を検討していきます。

※ ② 累積欠損金比率と③ 流動比率は該当数値がないことから、説明を省略しました。

II 老朽化の状況について

③ 管渠改善率
 これまで大規模な改修の必要がなかったことから、0となっていますが、供用開始後30年を迎え、今後老朽化対策に取り組む必要があると考えています。

※ ① 有形固定資産減価償却率と② 管渠老朽化率は該当数値がないことから、説明を省略しました。

2. 経営の基本方針

(1) 取組期間
 令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を取組期間とします。

(2) 経営理念
 計画的な施設更新と適切な下水処理及び施設の維持管理に努め、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に資するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定を図り、県民の快適な生活環境の保全に寄与することとします。

(3) 基本方針

- 危機管理対策の強化
 災害時にも滞りなく下水処理を行えるよう、危機管理対策の強化に計画的に取り組めます。
- 適切な維持管理
 下水道施設の適切な維持管理により、放流水の水質維持を行うことで、公共用水域の水質保全に努めます。
- 経済性、効率性の追求
 事業経営にあたっては、経営の効率化や経営基盤の安定に努めるとともに、下水汚泥の有効利用や広域化・共同化及びデジタル化により、下水道事業の効率化を検討していきます。
- 持続性の確保
 人口減少や高齢化の進展及び財政事情等を踏まえ、将来の人口推移や既存施設の維持管理、改築・更新を見据え、適切に下水道事業計画の見直しを行っていきます。また、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の点検・調査、改築・更新を行うとともに、将来を見通した経営により、持続可能な事業の運営管理を行います。
- 組織力の向上
 持続可能な事業運営のため、人材の確保、育成、技術の継承による組織力向上に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)
別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
 - ① 収支計画のうち投資についての説明

計画汚水量に関する事項	計画日平均汚水量は、上位計画である新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画に基づき、関連市町の処理人口や処理面積の予測値、上水道の実績等により算定しています。 また、計画日最大汚水量及び計画時間最大汚水量は、新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画に基づき、汚水量比率を乗じて算定しています。
建設計画に関する事項	幹線管渠については施設整備が完了しています。当面は、水処理施設増設等の施設整備の予定がありませんが、施設整備の計画については、必要に応じて、見直しを行っていきます。
老朽化対策に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設全体の点検・調査を行うとともに、設備の重要度や劣化度により優先順位を定め、投資の平準化を図った上で老朽化対策等を実施しています。 経営戦略取組期間中の投資規模としては、年7億円程度(取組期間の年平均)を想定しています。
防災・安全対策に関する事項	耐震診断の結果、対策が必要な施設については、改築・更新に併せて耐震対策を行っていくこととしています。また、下水道BCP計画に基づき、地震発生時における施設点検の優先順位を定めており、施設に被害があった場合、早急に復旧できるよう関係機関との連絡体制を整えています。

② 収支計画のうち財源についての説明

維持管理負担金に関する事項	市町村負担金は下水道法第31条の2に基づき、関連する市町村の意見をきいたうえ県議会の議決を経て決定し、市町村から負担金を徴収しています。 また、維持管理負担金のうち下水処理運営費等の維持管理費分については、全額を関連市町村の負担としています。
資本費回収に関する事項	資本費回収については、建設事業等実施時に県が借り入れた地方債の元利償還金の一部(地方交付税の相当分を除いた額)を維持管理負担金として関連市町村の負担としています。
起債借入に関する事項	施設の建設計画や下水道ストックマネジメント計画を基に、今後の改築・更新を平準化して、令和3年度以降の借入予定額を算定しています。
繰入金に関する事項	地方債の元利償還金に要する経費に対して、地方交付税の相当分を県の一般会計から繰入しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道施設の運転管理など維持管理業務(下水汚泥の処分を除く)については、指定管理者制度を導入しており、燃料や薬品の大口購入による割引や、運転管理の工夫によるコスト縮減に努めています。
修繕費に関する事項	これまでの点検・調査結果を踏まえ、修繕計画を作成し、機器類の劣化度・優先度を考慮し修繕を行っており、汎用品の活用などコスト縮減に努めています。
委託費に関する事項	指定管理者が運転管理や設備保守点検等を行っており、日常の運転管理に支障が生じないよう適切に点検を実施しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

概要	今後も引き続き、下水道ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的に事業費の平準化を図っていきます。 また、近隣市町村の単独公共下水道及び農業集落排水処理施設の編入、運転管理業務の集約化等、ハードソフト連携についても引き続き検討していきます。
----	--

② 今後の財源についての考え方・検討状況

維持管理負担金の見直しに関する事項	今後、必要に応じて検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	今後、必要に応じて検討することとします。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

概要	今後も引き続き、指定管理者制度を継続することとし、維持管理経費のさらなる削減に向けた削減方針を検討するとともに、適切な維持管理を行いながら日常の運転管理を効率的に実施していきます。
----	--

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略の実施にあたっては、実施目標の達成状況を管理することで、施策を評価し継続的に改善に取り組み、効率的かつ効果的に推進します。 あわせて、経営戦略の計画値と実績値の比較を行い、乖離が生じた場合には、原因を特定し、必要な対策を検討あるいは必要に応じて計画値等の見直しを行います。 また、そのほかにも経営に影響を及ぼす法令等の改正や、社会情勢、企業情勢の変化など、下水道事業を取り巻く状況に変化がある場合にも随時更新を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう随時見直しを進めます。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

馬淵川流域下水道

(単位:千円, %)

区 分		年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
		(決算)											
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			484,812	512,664	475,988	472,331	469,437	467,217	465,815	468,031	468,586	466,119	458,299	
	(1) 料 金 収 入														
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他			484,812	512,664	475,988	472,331	469,437	467,217	465,815	468,031	468,586	466,119	458,299	
	2. 営 業 外 収 益			815,462	848,373	788,118	775,496	762,099	739,633	723,880	718,245	699,623	662,706	619,699	
	(1) 補 助 金			9,610	35,360	9,387	9,170	8,643	8,115	7,205	9,355	10,789	10,125	5,258	
	他 会 計 補 助 金			9,610	35,360	9,387	9,170	8,643	8,115	7,205	9,355	10,789	10,125	5,258	
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			805,852	813,013	778,731	766,326	753,456	731,518	716,675	708,890	688,834	652,581	614,441	
	(3) そ の 他														
	収 入 計 (C)			1,300,274	1,361,037	1,264,106	1,247,827	1,231,536	1,206,850	1,189,695	1,186,276	1,168,209	1,128,825	1,077,998	
	支 出	1. 営 業 費 用			1,241,686	1,324,627	1,231,635	1,219,230	1,206,360	1,184,422	1,169,579	1,161,794	1,141,738	1,105,485	1,067,345
		(1) 職 員 給 与 費													
基 本 給 付 費															
退 職 給 付 費															
そ の 他															
(2) 経 費				435,834	511,614	452,904	452,904	452,904	452,904	452,904	452,904	452,904	452,904	452,904	
動 力 費															
修 繕 費				101,712	121,110	204,434	211,594	205,624	205,864	206,879	206,879	206,879	206,879	206,879	
材 料 費															
そ の 他				334,122	390,504	248,470	241,310	247,280	247,040	246,025	246,025	246,025	246,025	246,025	
(3) 減 価 償 却 費				805,852	813,013	778,731	766,326	753,456	731,518	716,675	708,890	688,834	652,581	614,441	
2. 営 業 外 費 用				38,371	34,436	29,687	25,813	22,392	19,644	17,332	15,452	13,721	12,130	10,653	
(1) 支 払 利 息				38,371	34,436	29,687	25,813	22,392	19,644	17,332	15,452	13,721	12,130	10,653	
(2) そ の 他															
支 出 計 (D)			1,280,057	1,359,063	1,261,322	1,245,043	1,228,752	1,204,066	1,186,911	1,177,246	1,155,459	1,117,615	1,077,998		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			20,217	1,974	2,784	2,784	2,784	2,784	2,784	9,030	12,750	11,210			
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)			19,263												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 19,263												
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			954	1,974	2,784	2,784	2,784	2,784	2,784	9,030	12,750	11,210			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)															
流 動 資 産 (J)															
流 動 負 債 (K)															
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			484,812	512,664	475,988	472,331	469,437	467,217	465,815	468,031	468,586	466,119	458,299		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)															

投資・財政計画 (収支計画)

馬淵川流域下水道

(単位:千円)

年 度 区 分		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		(決 算 込 見)										
資本的収入	1. 企業債	77,000	106,000	164,000	155,000	115,000	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000	138,000
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金	124,846	115,839	119,583	116,469	108,803	101,109	87,990	81,128	79,394	79,245	77,000
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	248,500	295,500	444,500	331,250	324,050	356,400	356,400	356,400	356,400	356,400	356,400
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	142,976	186,025	250,132	228,102	183,038	206,226	198,800	256,094	243,251	228,950	166,427
	9. その他											
	計 (A)	593,322	703,364	978,215	830,821	730,891	801,735	781,190	831,622	817,045	802,595	737,827
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	593,322	703,364	978,215	830,821	730,891	801,735	781,190	831,622	817,045	802,595	737,827
	資本的支出	1. 建設改良費	402,500	507,500	772,500	641,250	554,050	632,400	632,400	632,400	632,400	632,400
うち職員給与費		14,075	14,947	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
2. 企業債償還金		191,776	197,838	208,499	192,355	179,625	172,119	151,574	208,252	197,395	181,405	105,427
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計 (D)	594,276	705,338	980,999	833,605	733,675	804,519	783,974	840,652	829,795	813,805	737,827	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	954	1,974	2,784	2,784	2,784	2,784	2,784	9,030	12,750	11,210		
補填財源	1. 損益勘定留保資金											
	2. 利益剰余金処分額	954	1,974	2,784	2,784	2,784	2,784	9,030	12,750	11,210		
	3. 繰越工事資金											
	4. その他											
計 (F)	954	1,974	2,784	2,784	2,784	2,784	2,784	9,030	12,750	11,210		
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	2,194,369	2,102,532	2,058,033	2,020,678	1,956,053	1,921,934	1,908,360	1,838,108	1,778,713	1,735,308	1,767,881	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		(決 算 込 見)										
収益的収支分		29,710	35,360	9,387	9,170	8,643	8,115	7,205	9,355	10,789	10,125	5,258
	うち基準内繰入金	29,710	35,360	9,387	9,170	8,643	8,115	7,205	9,355	10,789	10,125	5,258
	うち基準外繰入金											
資本的収支分		124,846	115,839	119,583	116,469	108,803	101,109	87,990	81,128	79,394	79,245	77,000
	うち基準内繰入金	124,846	115,839	119,583	116,469	108,803	101,109	87,990	81,128	79,394	79,245	77,000
	うち基準外繰入金											
合 計		154,556	151,199	128,970	125,639	117,446	109,224	95,195	90,483	90,183	89,370	82,258

経営比較分析表（令和元年度決算）

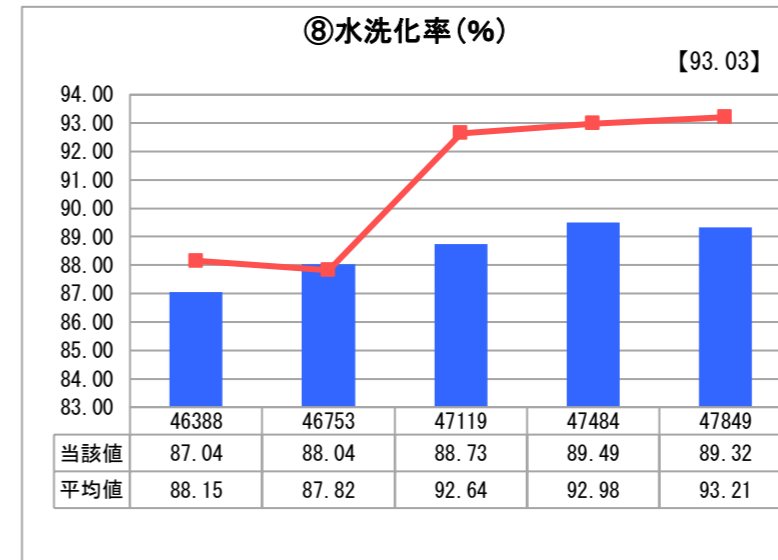
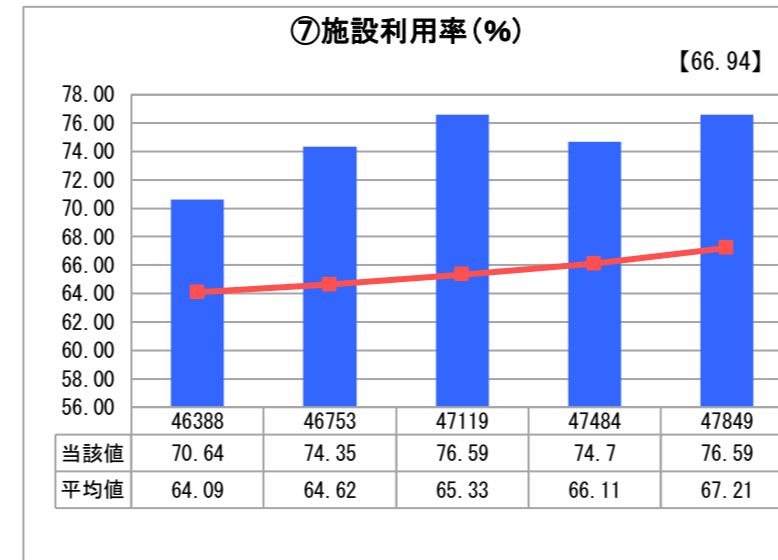
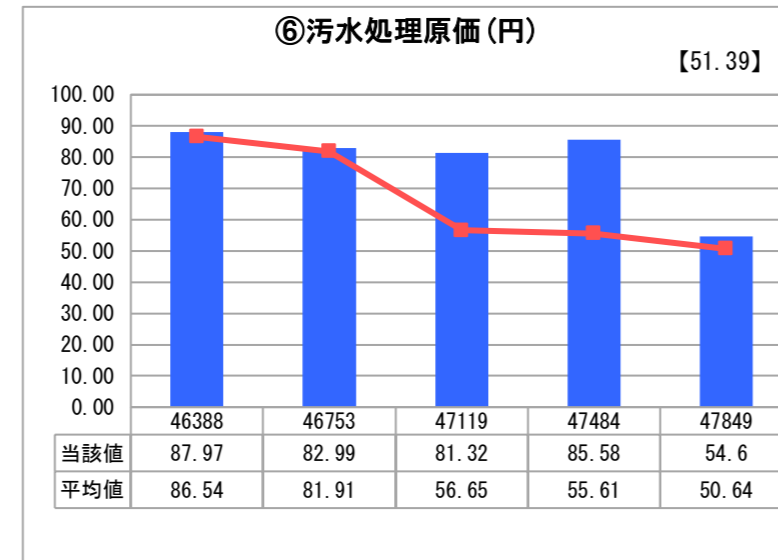
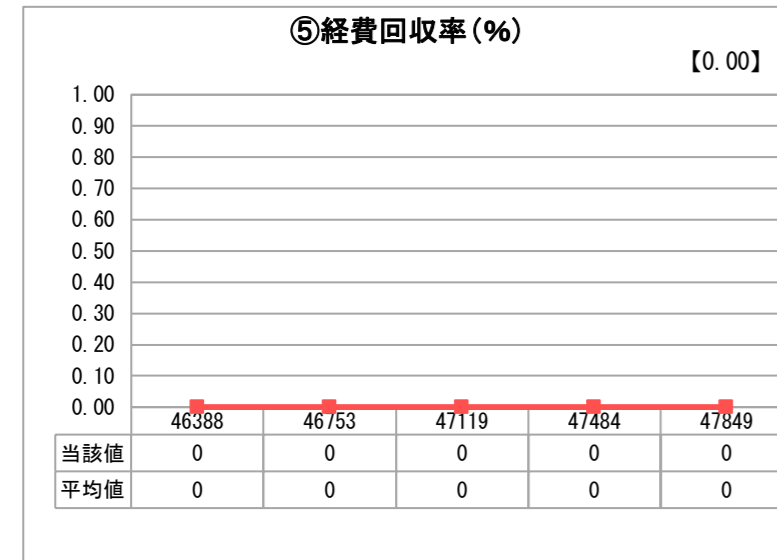
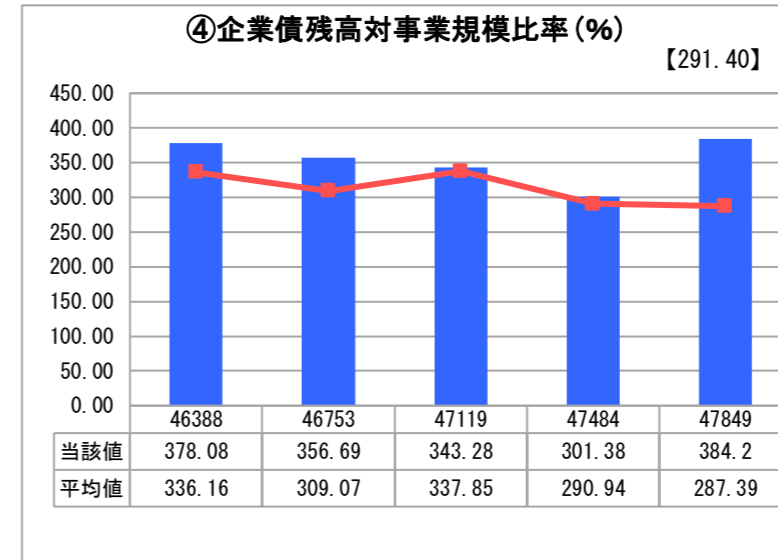
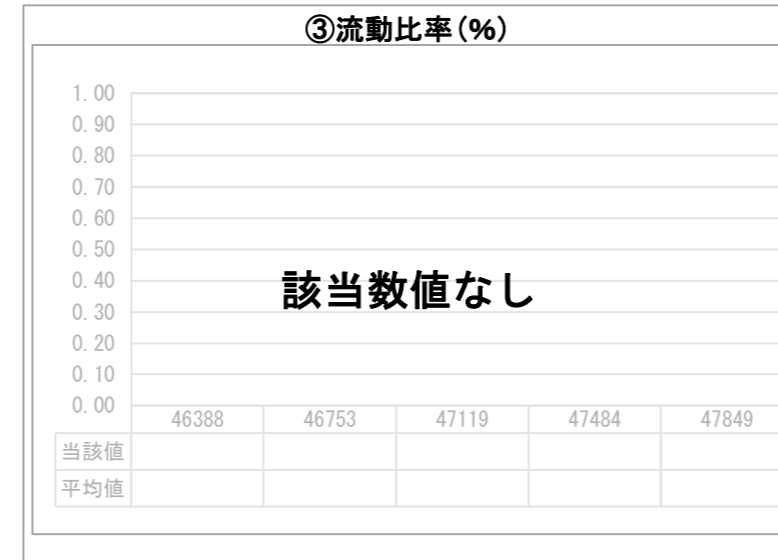
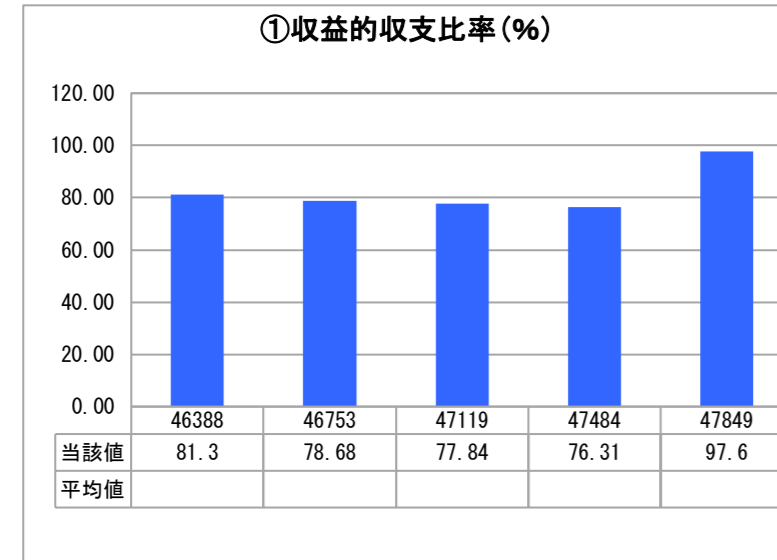
青森県

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	流域下水道	E1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	33.44	83.33	0

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,275,783	9,645.64	132.27
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
279,322	86.18	3,241.15

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

流域下水道事業については、県が事業を実施しており、直接住民から下水道使用料を受けるのではなく、流域関連市町村等の負担金で賄われているため、⑤経費回収率が0%となっている。

①収益的収支比率をみると建設事業に係る地方債の償還を行っているため60%~80%台となっており、過去5年間でほぼ横ばいであったが、令和元年度については、通常の年度であれば令和元年度の費用となる経費が令和2年度の特例的支出として計上することから、総費用が大きく減少したことにより、大幅に向上した数値となっている。

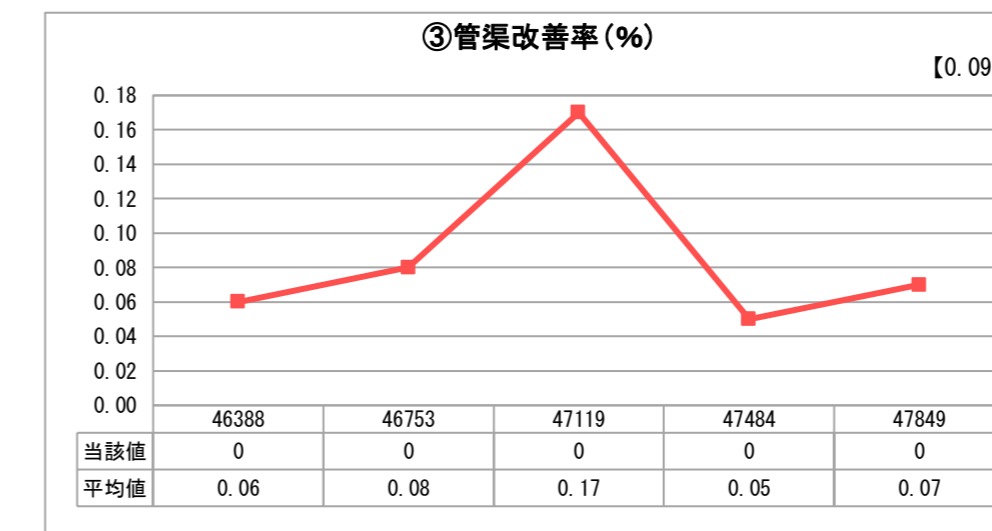
④企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値とほぼ同水準で推移していたが、令和元年度は、通常の年度であれば令和元年度の収益となる収入が、令和2年度の特例的収入として計上することから、統計上営業収益が減少したことにより、通常の年度よりも高くなっている。

また、汚水処理費の中でも汚水維持管理費が増加したことにより汚水処理原価が平均値よりも高くなってしまうもの、⑧水洗化率は年々増加し、④企業債残高対事業規模比率も改善傾向がみられるため、今後も引き続き経営改善を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

管渠は、供用開始後30年程度経過していることから、今後、老朽化対策を検討していく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

主に市町村負担金で賄われる流域下水道事業という特殊性がある中、本県の流域下水道事業については、類似団体平均値に及ばない項目があるものの差は縮まってきており、年々改善傾向にある。

今後も長寿命化計画やストックマネジメント計画に基づく効率的な設備の改築更新等により引き続き経営改善に努める必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

Ⅲ 十和田湖特定環境保全公共下水道事業

目次

ページ

Ⅲ 十和田湖特定環境保全公共下水道事業	・・・	15
1 事業概要	・・・	15
(1) 事業の現況		
① 施設		
② 市町村負担金		
③ 組織		
(2) 民間活力の活用等		
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析		
2 経営の基本方針	・・・	16
3 投資・財政計画(収支計画)	・・・	17
(1) 投資・財政計画(収支計画)		
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明		
① 収支計画のうち投資についての説明		
② 収支計画のうち財源についての説明		
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明		
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要		
① 今後の投資についての考え方・検討状況		
② 今後の財源についての考え方・検討状況		
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況		
4 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・・・	18
【参考資料】		
・ 投資・財政計画(収支計画)	・・・	19
・ 経営比較分析表	・・・	21
・ 経費回収率の向上に向けたロードマップ(R6.11追記)	・・・	22

青森県公共下水道事業経営戦略

団 体 名	: 青森県
事 業 名	: 十和田湖特定環境保全公共下水道事業
策 定 日	: 令和 3 年 3 月
計 画 期 間	: 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年4月供用開始(29年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用(令和2年4月から)
処理区域内人口密度	2.9人/ha(令和元年度末現在) (処理人口 254人/処理面積 89.1ha) ※青森県のみ	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(十和田湖処理区)		
処 理 場 数	1処理場(十和田湖浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	効率的な事業実施のため、状況に応じて検討することとします。		

② 使用料

使用料体系の方 概要・考え	使用料体系は、基本料金と従量料金の二部料金制を採用しています。 基本料金は10m ³ まで900円であり、10m ³ を超える従量料金は、3段階の逦増単価 (110円/m ³ ~250円/m ³)としています。		
条 例 上 の 使 用 料 (20m ³ あたり)	平成29年度	2,160 円(税込)	実 質 的 な 使 用 料 (20m ³ あたり)
	平成30年度	2,160 円(税込)	
	令和元年度	2,160 円(税込)	
	平成29年度	3,676 円(税込)	
	平成30年度	4,528 円(税込)	
	令和元年度	4,069 円(税込)	

条例上の使用料とは、一般家庭における1か月20m³の消費税込使用料です。
実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたものです。

③ 組織

職 員 数	県土整備部都市計画課:8名 上北地域県民局地域整備部:3名
事 業 運 営 組 織	県土整備部都市計画課 └ 上北地域県民局地域整備部

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水汚泥の処分を民間へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度を導入しており、運転管理、水質試験など維持管理業務(下水汚泥の処分を除く)は指定管理者が行っています。
	ウ PPP/PFI	今後、必要に応じて検討することとします。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	今後、必要に応じて検討することとします。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	今後、必要に応じて検討することとします。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>(十和田湖特定環境保全公共下水道事業の経営比較分析表(令和元年度版)は21ページに掲載しています。) 本事業は、令和2年度から地方公営企業法会計が適用されましたが、国の統計資料として活用されている経営比較分析表においては、直近の提出となる令和元年度の数値が、地方公営企業法の非適用企業としての集計結果となっています。</p> <p>I 経営の健全性・効率性について</p> <p>① 収益的収支比率 60%前後ではほぼ横ばいで推移していますが、負担金等の収益により、総費用に地方債償還金を加えた費用を賄えています。</p> <p>④ 企業債残高対事業規模比率 建設改良費の財源に県債を充当していないことから、0となっています。</p> <p>⑤ 経費回収率 分析値の汚水処理費に秋田県分が含まれていることから、低い値となっています。</p> <p>⑥ 汚水処理原価 分析値の汚水処理費に秋田県分の費用が含まれていることから、高い値となっています。</p> <p>⑦ 施設利用率 当事業が観光客をメインとした事業であり、観光シーズンにあわせて施設が整備されていることから、年間を通した施設利用率は低いものとなっています。</p> <p>⑧ 水洗化率 上昇傾向であり、類似団体と比較しても高い値となっています。今後も、水洗化率向上の取組を進めるとともに、地理的要因や将来の見込みも踏まえ、対応を検討していきます。</p> <p>※ ② 累積欠損金比率と③ 流動比率は該当数値がないことから、説明を省略しました。</p> <p>II 老朽化の状況について</p> <p>③ 管渠改善率 これまで大規模な改修の必要がなかったことから、0となっていますが、供用開始後30年を迎え、今後老朽化対策に取り組む必要があると考えています。</p> <p>※ ① 有形固定資産減価償却率と② 管渠老朽化率は該当数値がないことから、説明を省略しました。</p>

2. 経営の基本方針

<p>(1) 取組期間 令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間を取組期間とします。</p> <p>(2) 経営理念 計画的な施設更新と適切な下水処理及び施設の維持管理に努め、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に資するとともに、経営の効率化や経営基盤の安定を図り、県民の快適な生活環境の保全に寄与することとします。</p> <p>(3) 基本方針</p> <p>○危機管理対策の強化 災害時にも滞りなく下水処理を行えるよう、危機管理対策の強化に計画的に取り組めます。</p> <p>○適切な維持管理 下水道施設の適切な維持管理により、放流水の水質維持を行うことで、公共用水域の水質保全に努めます。</p> <p>○経済性、効率性の追求 事業経営にあたっては、経営の効率化や経営基盤の安定に努めるとともに、下水汚泥の有効利用や広域化・共同化、デジタル化により下水道事業の効率化を検討していきます。</p> <p>○持続性の確保 人口減少や高齢化の進展及び財政事情等を踏まえ、将来の人口推移や既存施設の維持管理、改築・更新を見据え、適切に下水道事業計画の見直しを行っていきます。また、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の点検・調査、改築・更新を行うとともに、将来を見通した経営により、持続可能な事業の運営管理を行います。</p> <p>○組織力の向上 持続可能な事業運営のため、人材の確保、育成、技術の継承による組織力向上に努めます。</p>
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画)
別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
 - ① 収支計画のうち投資についての説明

計画汚水量に関する事項	計画日平均汚水量は、上位計画である新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画に基づき、処理人口や処理面積、上水道の実績等により計画汚水量を算定しています。 また、計画日最大汚水量及び計画時間最大汚水量は、新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画に基づき、汚水量比率を乗じて算定しています。
建設計画に関する事項	処理場・ポンプ場及び幹線管渠の整備は完了しています。
老朽化対策に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設全体の点検・調査を行うとともに、設備の重要度や劣化度により優先順位を定め、投資の平準化を図った上で老朽化対策等を実施しています。 経営戦略取組期間中の投資規模としては、年1億円程度(取組期間の年平均)を想定しています。
防災・安全対策に関する事項	耐震診断の結果、対策が必要な施設については改築更新に併せて耐震対策を行っていくこととしています。 また、下水道BCP計画に基づき、地震発生時における施設点検の優先順位を定めており、施設に被害があった場合、早急に復旧できるよう関係機関との連絡体制を整えています。

- ② 収支計画のうち財源についての説明

財源の目標に関する事項	使用料収入及び交付金等の有利な財源の確保、経営基盤の強化を図り、経営健全化に努めます。
使用料収入の見通し	定住人口や観光人口の減少により、使用料収入の増加が容易でないため、維持管理費の縮減に向けた方策を検討することとします。
起債借入に関する事項	下水道ストックマネジメント計画を基に、今後の改築・更新を平準化して、令和3年度以降の借入予定額を算定しています。
繰入金に関する事項	維持管理に要する経費の対して、施設の設置場所等を元に本県分と秋田県分に案分し、本県分については、県の一般会計から繰入しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道施設の運転管理など維持管理業務(下水汚泥の処分を除く)については、指定管理者制度を導入し、燃料や薬品の大口購入による割引や、運転管理の工夫によるコスト縮減に努めています。
修繕費に関する事項	これまでの点検・調査結果を踏まえ、修繕計画を作成し、機器類の劣化度・優先度を考慮し修繕を行っており、汎用品の活用などコスト縮減に努めています。
委託費に関する事項	指定管理者が運転管理や設備保守点検等を行っており、日常の運転管理に支障が生じないよう適切に点検を実施しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

概要	今後も引き続き、下水道ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的に事業費の平準化を図っていきます。 また、近隣市町村の単独公共下水道及び農業集落排水処理施設の編入、運転管理業務の集約化等、ハードソフト連携についても引き続き検討していきます。
----	--

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	定住人口や観光人口の減少等により下水道使用料収入が減少傾向にある中で、今後の改築・更新を平準化を図るために下水道ストックマネジメント計画を策定し、長期的な収支のバランスを勘案し、下水道使用料の見直しを引き続き検討していきます。 (経費回収率の向上に向けたロードマップ(収入増加のための具体的取組)は22ページに掲載しています。)
資産活用による収入増加の取組について	今後、必要に応じて検討することとします。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

概要	今後も引き続き、指定管理者制度を継続することとし、維持管理経費のさらなる削減に向けた削減方針を検討するとともに、適切な維持管理を行いながら日常の運転管理を効率的に実施していきます。 (経費回収率の向上に向けたロードマップ(支出削減のための具体的取組)は22ページに掲載しています。)
----	--

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略の実施にあたっては、実施目標の達成状況を管理することで、施策を評価し継続的に改善に取り組み、効率的かつ効果的に推進します。 あわせて、経営戦略の計画値と実績値の比較を行い、乖離が生じた場合には、原因を特定し、必要な対策を検討あるいは必要に応じて計画値等の見直しを行います。 また、そのほかに経営に影響を及ぼす法令等の改正や、社会情勢、企業情勢の変化など、下水道事業を取り巻く状況に変化がある場合にも随時更新を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう随時見直しを進めます。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

十和田湖特定環境保全公共下水道

(単位:千円, %)

区 分		年 度												
		R2 (決 算 込)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	62,933	73,540	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	
	(1) 料 金 収 入	9,900	16,042	16,042	16,042	16,042	16,042	16,042	16,042	16,042	16,042	16,042	16,042	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他	53,033	57,498	55,029	55,029	55,029	55,029	55,029	55,029	55,029	55,029	55,029	55,029	
	2. 営 業 外 収 益	286,281	344,241	318,097	305,542	299,216	294,985	292,229	291,718	293,627	296,493	286,801		
	(1) 補 助 金	128,090	186,079	160,547	160,544	160,541	160,538	160,536	161,919	164,860	167,920	158,929		
	他 会 計 補 助 金	128,090	186,079	160,547	160,544	160,541	160,538	160,536	161,919	164,860	167,920	158,929		
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	158,191	158,162	157,550	144,998	138,675	134,447	131,693	129,799	128,767	128,573	127,872		
	(3) そ の 他													
	収 入 計 (C)	349,214	417,781	389,168	376,613	370,287	366,056	363,300	362,789	364,698	367,564	357,872		
	支 出	1. 営 業 費 用	348,804	416,808	387,550	374,998	368,675	364,447	361,693	359,799	358,767	358,573	357,872	
		(1) 職 員 給 与 費												
基 本 給 付 費														
退 職 給 付 費														
そ の 他														
(2) 経 費		190,613	258,646	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	
動 力 費														
修 繕 費		31,176	58,611	154,570	154,570	154,570	154,570	154,570	154,570	154,570	154,570	154,570	154,570	
材 料 費														
そ の 他		159,437	200,035	75,430	75,430	75,430	75,430	75,430	75,430	75,430	75,430	75,430	75,430	
(3) 減 価 償 却 費		158,191	158,162	157,550	144,998	138,675	134,447	131,693	129,799	128,767	128,573	127,872		
2. 営 業 外 費 用		50	61	46	43	40	37	35	30	21	11			
(1) 支 払 利 息		50	61	46	43	40	37	35	30	21	11			
(2) そ の 他														
支 出 計 (D)	348,854	416,869	387,596	375,041	368,715	364,484	361,728	359,829	358,788	358,584	357,872			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	360	912	1,572	1,572	1,572	1,572	1,572	2,960	5,910	8,980				
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)														
特 別 損 益 (F)-(G) (H)														
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	360	912	1,572	1,572	1,572	1,572	1,572	2,960	5,910	8,980				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産 (J)														
流 動 負 債 (K)														
うち 未 収 金														
うち 建 設 改 良 費 分														
うち 一 時 借 入 金														
うち 未 払 金														
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	62,933	73,540	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071	71,071		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

投資・財政計画 (収支計画)

十和田湖特定環境保全公共下水道

(単位:千円)

年 度		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		〔 決 算 〕 〔 決 見 〕										
資本的収入	1. 企業債											
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	38,900	27,100	28,750	65,450	34,800	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600	38,600
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	78,500	45,920	51,150	116,290	65,880	70,240	70,240	70,240	70,240	70,240	70,240
	9. その他											
	計 (A)	117,400	73,020	79,900	181,740	100,680	108,840	108,840	108,840	108,840	108,840	108,840
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	117,400	73,020	79,900	181,740	100,680	108,840	108,840	108,840	108,840	108,840	108,840
	資本的支出	1. 建設改良費	117,400	73,020	79,900	181,740	100,680	108,840	108,840	108,840	108,840	108,840
うち職員給与費												
2. 企業債償還金		360	912	1,572	1,572	1,572	1,572	1,572	2,960	5,910	8,980	
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計 (D)	117,760	73,932	81,472	183,312	102,252	110,412	110,412	111,800	114,750	117,820	108,840	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	360	912	1,572	1,572	1,572	1,572	1,572	2,960	5,910	8,980		
補填財源	1. 損益勘定留保資金											
	2. 利益剰余金処分額	360	912	1,572	1,572	1,572	1,572	1,572	2,960	5,910	8,980	
	3. 繰越工事資金											
	4. その他											
計 (F)	360	912	1,572	1,572	1,572	1,572	1,572	2,960	5,910	8,980		
補填財源不足額 (E)-(F)												
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	26,622	25,710	24,138	22,566	20,994	19,422	17,850	14,890	8,980			

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分		〔 決 算 〕 〔 決 見 〕										
収益的収支分		128,090	186,079	160,547	160,544	160,541	160,538	160,536	161,919	164,860	167,920	
	うち基準内繰入金	192	470	793	791	790	789	787	1,465	2,906	4,405	
	うち基準外繰入金	127,898	185,609	159,754	159,753	159,751	159,749	159,749	160,454	161,954	163,515	
資本的収支分												
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金											
合 計	128,090	186,079	160,547	160,544	160,541	160,538	160,536	161,919	164,860	167,920		

経営比較分析表（令和元年度決算）

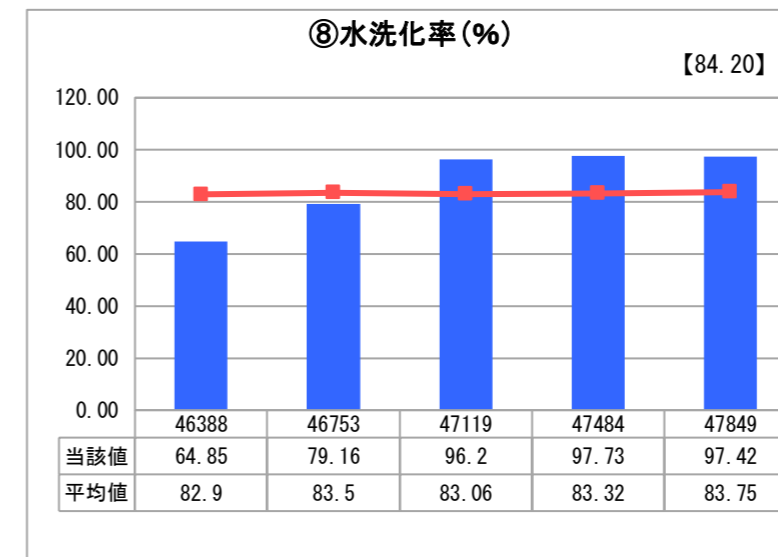
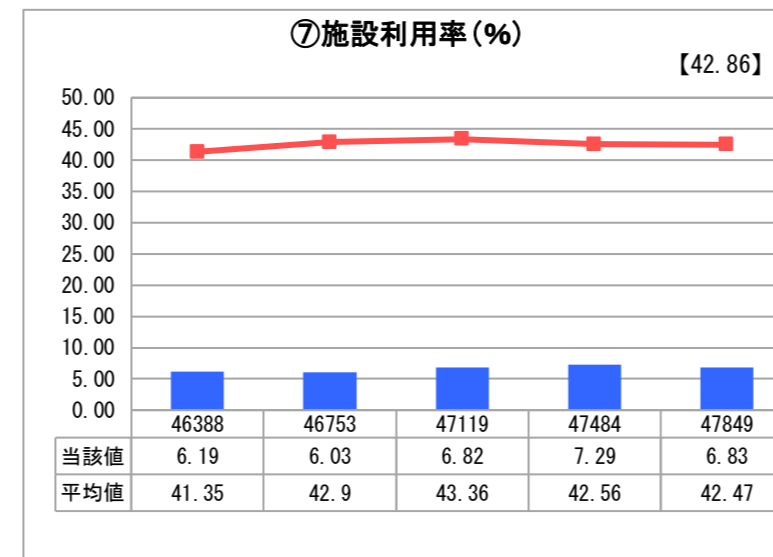
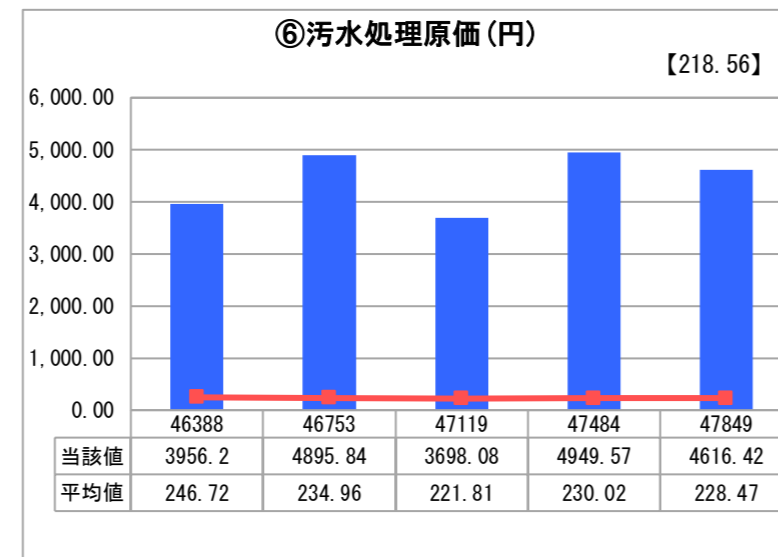
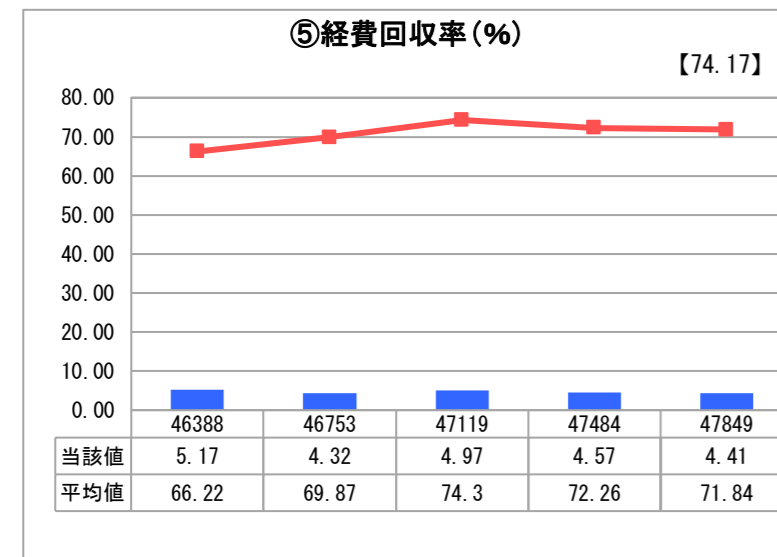
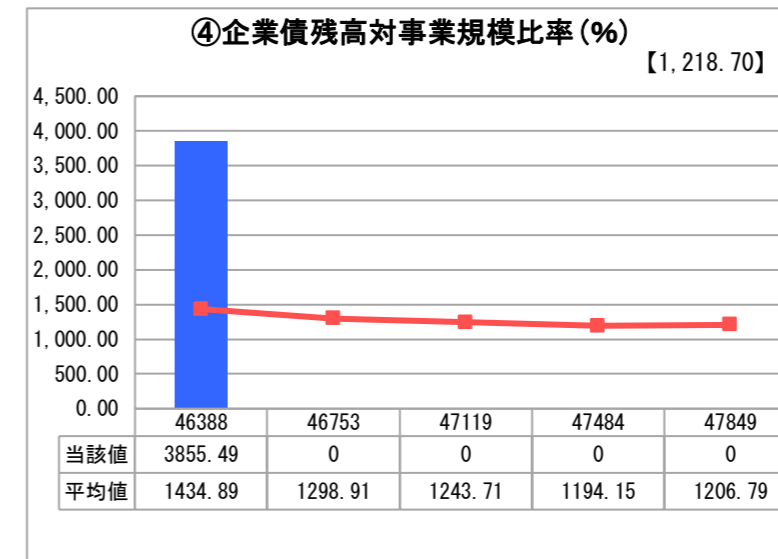
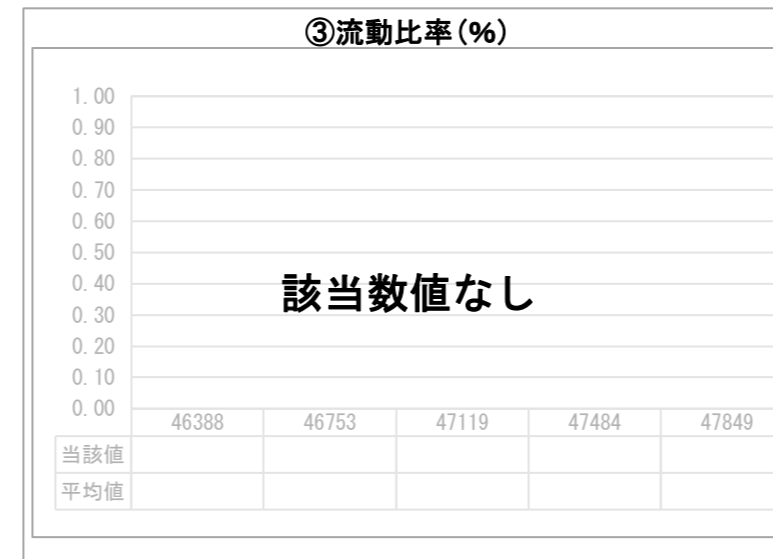
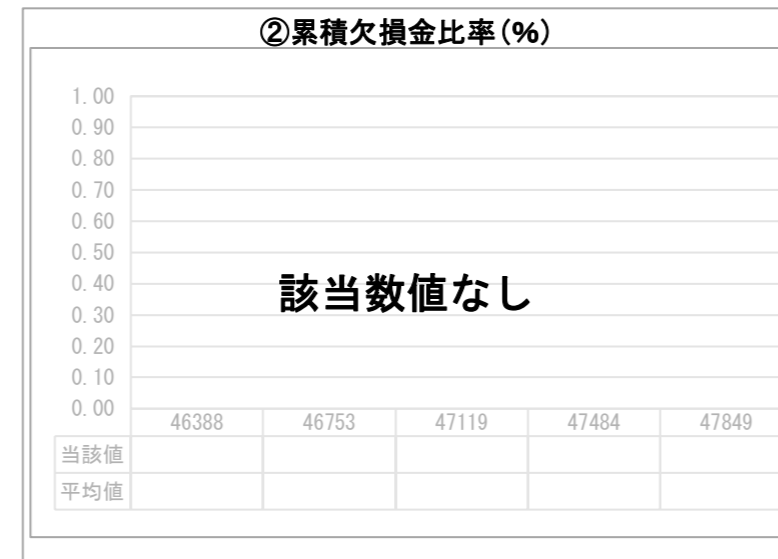
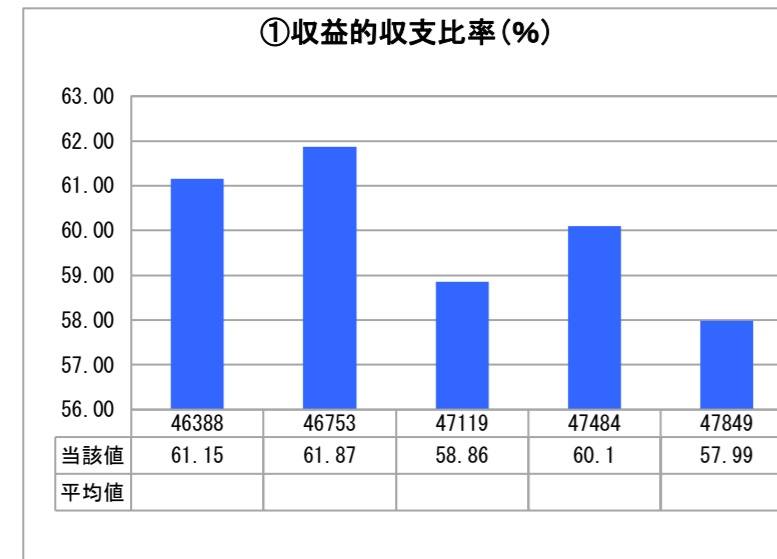
青森県

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.45	50.03	2,160

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,275,783	9,645.64	132.27
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
271	0.89	304.49

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

十和田湖特定環境保全公共下水道は、県内有数の観光地である十和田湖の水質改善のために設置された経緯があり、青森県と秋田県の共同で事業を行っている。類似団体としてあげられているのは市町村の事業であり単純には比較できない。

①収益的収支比率をみると過去5年間は60%前後となっており、ほぼ横ばいとなっている。

④企業債残高対事業規模比率は、県の過剰代行事業に係る地方債の償還を想定企業会計を設けて償還しており、その全額を一般会計において負担していることから、0%となる。

⑤経費回収率は、分母である汚水処理費に秋田県分の費用を含んでいるため低いものとなっている。

⑥汚水処理原価についても、⑤と同様に分子の汚水処理費に秋田県分の費用を含んでいるため高いものとなっている。

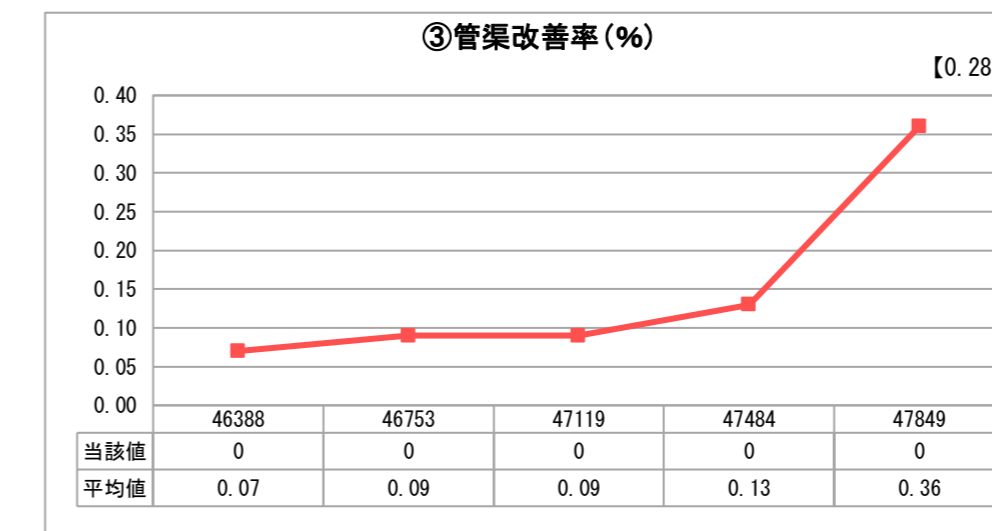
⑦施設利用率は、当下水道事業が観光客をメインとした事業であり、観光シーズンの水量に合わせて施設を整備する必要があることから、年間を通した施設利用率としては非常に低いものとなっている。

⑧水洗化率は、改善傾向にある。

2. 老朽化の状況について

管渠は、供用開始後25年程度経過していることから、今後、老朽化対策を検討していく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

施設については、観光シーズンの宿泊者等を想定して整備されているため、閑散期もあり年間を通した下水道事業の経営という面では厳しいものとなっている。

当事業の整備は終わっており、維持管理の段階にあるが、数値は年々悪化傾向にあるため、今後、経営の健全化に向けて効率的な汚水処理の検討が必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経費回収率の向上に向けたロードマップ

ここでは、「社会資本整備交付金交付要綱(令和6年3月29日最終改正)」及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について(令和2年7月21日付け国水下企第34号)」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを示します。

<基本方針>

青森県の経費回収率は、4.6%~3.5%と非常に低い水準となっており、維持管理費分のみをみた場合でも10%に満たないことから、使用料収入の増加のみによって財政の健全化を図ることは難しい状況です。

使用料単価については、総務省が目安として示す150円/㎡メートルを上回っていますが、汚水処理原価が非常に高く、現況の使用料ではほとんど賄えない状況であり、一般会計繰入金をすべて使用料でまかなった場合、現行の使用料の約7倍となる大幅な改定が必要であるため慎重な検討が必要です。

また、使用料改定の検討結果より、複数年で段階的に改定するとしても、使用料の増分は不足金額の1割にも満たない金額であり、使用料収入の増加だけでは、財政状況を改善することは難しいため、料金改定による収入の増加に並行して、施設や維持管理方式を見直すことで支出の最適化を図る必要があります。

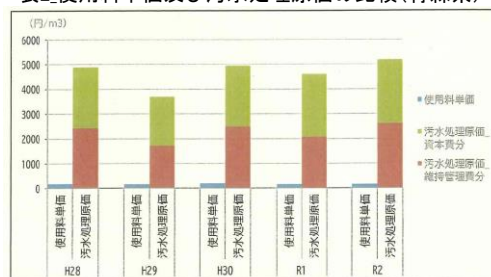
よって、使用料については、これらの事業が進行して収支バランスが改善した段階で、再度検討を実施し、料金改定の必要性を検証するものとします。

ただし、本事業は、十和田湖八幡平国立公園の水質保全を主目的とするものであり、長大な污水管渠及び約19kmの放流管渠は、他では類をみない下水道施設となっております。これら十和田湖特環の施設の特性や、汚水の主な発生源が十和田湖へ訪れる観光客に起因することから、使用料で全てを賄うものではないとされることにも留意する必要があります。

表1.経費回収率及び汚水処理原価実績(青森県)

項目		H28	H29	H30	R1	R2
年間有収水量 (m3/年)		89,115	110,564	89,312	86,282	61,264
一般家庭使用料 (1ヶ月2(m3あたり))		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
使用料単価 (円/m3)		196	170	210	185	180
汚水処理原価	維持管理費分 (円/m3)	2,443	1,721	2,502	2,083	2,603
	資本費分 (円/m3)	2,453	1,977	2,448	2,534	2,590
	計 (円/m3)	4,896	3,698	4,950	4,617	5,193
経費回収率 (%)		4.0%	4.6%	4.2%	4.0%	3.5%
維持管理費分 (%)		8.0%	9.9%	8.4%	8.9%	6.9%

表2.使用料単価及び汚水処理原価の比較(青森県)



※有識者検討結果資料より抜粋

<経営健全化に関する定量的な業績指標>

○基準外繰入金

令和13年度に一般会計からの基準外繰入金の金額を現行より13%減少することを目標とします。そのためには、財政収支予測の実施による検討結果から、使用料の改定によるものものとすると、改定幅を現行の1.5倍とする必要がありますが、維持管理費の削減による令和8年度の収支実績を反映して、令和9年度に使用料の改定の必要性を再検討します。

○経費回収率

経費回収率は、使用料収入を汚水処理費で除すことにより算出しますが、基本方針に示したとおり、青森県の経費回収率は、類似団体平均値の78.8%を大きく下回る水準となっています。これは、本事業の場合、施設規模が大きいこと、汚水処理費に秋田県分が含まれていること等があげられます。

経費回収率を向上させるには、使用料収入の増加または汚水処理費の削減が必要ですが、基本方針に示したとおり、料金改定による収入の増加に並行して、施設や維持管理方式を見直すことにより、汚水処理費の削減を目指します。

目標値は、基準外繰入金と同様に、使用料改定を行った場合の使用料収入を見込んで、令和13年度に現行より0.5%向上させます。

ただし、汚水処理費の具体的な削減額については、下記ロードマップに示すとおり令和8年度以降の実績によることから、令和9年度以降の収支構造の見直しにより、目標値については再度検証することとします。

<ロードマップ>

基本方針及び定量的な業績指標を踏まえ、直近10年間(短期・中期)におけるロードマップを以下に示します。

◆**運転監視業務、薬剤消耗品の調達、小規模修繕、各種機器点検業務等の維持管理について、民間の創意工夫、知識や経験を活用し、更に維持管理コストの削減を主目的として、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在も継続しています。これにより、毎年度の経常経費を29百万程度削減しています。**

◆**新たな支出削減の具体的取組として、令和8年度より次期指定管理者委託が開始されることから、維持管理費の削減を目標に指定管理者委託の内容見直しを行います。**

具体例・・・管理方式、管理体制(人員)、点検頻度の見直し

◆**収入増加のための具体的取組として、次期指定管理者の1年目の維持管理費実績を反映して、令和9年度に使用料の改定の必要性を再検討し、収支バランスの改善を見込みます(収支構造の改善の要否等について5年に1度の頻度で定期的な検証・見直しを行うもの)。**

大項目	実行メニュー	効果及び目標	優先度	スケジュール											
				R2	R3	短期					中期				
						1年目 R4	2年目 R5	3年目 R6	4年目 R7	5年目 R8	6年目 R9	7年目 R10	8年目 R11	9年目 R12	10年目 R13
維持管理	指定管理者委託の内容見直し	・維持管理費の削減	I			指定管理者募集要項の内容検討 ・管理方式の見直し ・指定管理者候補の選定	様式・仕様書の作成及び内部調整	指定管理者募集要項の交付(6月)及び新指定管理者との調整	次期指定管理者委託の開始			指定管理者仕様の見直し及び内部調整	指定管理者募集要項の交付(6月)及び新指定管理者との調整	次期指定管理者委託の開始	
財源確保に向けた取組み		・収支バランスの改善	II			・下水道使用料の改定の必要性の再検討 ・ロードマップ作成						・下水道使用料の改定の必要性の再検討 ・ロードマップの更新			
経営戦略の策定・改定				○(策定)	-	-	-	● ※使用料改定分	○(改定)	-	-	-	-	○(改定)	-
使用料改定の検討				-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
収支構造の適正化に向けた定期的な検証・見直し(※)				-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-
※P19「4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項」															
定量的な業績指標	指標					現状 ※R2決算値を使用					中間値				目標値
	基準外繰入金(千円)					110,478	-	-	-	-	110,478	-	-	-	95,696
	経費回収率(%)					3.5	-	-	-	-	3.5	-	-	-	4.0